

## [研究報告]

# コロナ禍における相談援助実習代替学内実習の成果と問題点

橋本真奈美<sup>1</sup>、隈 直子<sup>1</sup>、田島 望<sup>1</sup>

## 【要 旨】

新型コロナウイルス感染症感染者の増加は2020年度の社会福祉士養成校にも多大なる影響を与え、本学社会福祉学科の相談援助実習でも一部の施設では実習ができない状況となり、相談援助実習代替学内実習を2021年2月から3月にかけて実施した。相談援助実習に求められる役割と、新型コロナウイルス感染症に関する厚生労働省等の方針を確認し、続いて学内実習実施プログラムの紹介と目的を整理した。その上で、学生達に対して学内実習最終日に実施したアンケート調査の結果の紹介と、結果の考察、見えてきた問題点の指摘を行った。

**キーワード：学内実習、施設実習、外部講師、グループワーク、社会福祉士受験資格**

## I 相談援助実習の目的とコロナ禍の影響

### 1. 相談援助実習の目的

2020年、わが国において新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染者が増加し、同年4月には全都道府県に緊急事態宣言が発令された。このようなコロナ感染症増加の影響を受け、日本国内の多くの社会福祉士養成校では、相談援助実習を学外で実施することができず、実習中断や延期、学内実習で代替するといった対応をとらざるを得なかった。

2007年の「社会福祉士及び介護福祉士法」改正により、実践力の高い社会福祉士を養成する観点から、社会福祉士養成課程における教育内容の見直しが行われ、実習に関する教育内容についても、充実・強化が図られた。相談援助実習では、「相談援助に係る知識と技術について具体的かつ实际的に理解し実践的な技術等を体得する」「社会福祉士として求められる資質、技能、倫理、自己に求められる課題把握等、総合的に対応できる能力を習得する」「関連分野の専門職との連携の在り方及びその具体的内容を実践的に理解する」ことを目的としている<sup>1)</sup>。そのため、実習では見学したり、指導者から話を聞いたりするだけでなく、できるだけ実際の支援等に携

わり、体験することが必要になる。

### 2. 新型コロナウイルス感染症に関する文部科学省・厚生労働省の方針

新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、大学教育にも影響を及ぼした。文部科学省・厚生労働省は、2020年2月28日に事務連絡「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う医療関係職種等の各学校、養成所及び養成施設等の対応について」を通達し、在学生の修学等に不利益が生じることがないように、実習に関する方針を示した<sup>2)</sup>。通達では、実習受け入れの中止等が想定され、その場合、実習施設を変更する必要となること、実習先の変更を検討しても実習施設の確保が困難である場合には、年度をまたいで実習を実施してもよいこと、それでもなお実習施設等の代替が困難である場合には、実習に代えて演習または学内実習等を実施することを認めている。同年6月1日、文部科学省・厚生労働省は2回目の事務連絡で、緊急事態宣言の解除後も、実習等を弾力的に運用するよう周知した<sup>3)</sup>。

### 3. 日本ソーシャルワーク教育学校連盟の方針

日本ソーシャルワーク教育学校連盟は、2020年4

<sup>1</sup>九州看護福祉大学看護福祉学部社会福祉学科

月3日に会長声明「新型コロナウイルス感染拡大傾向に伴う社会福祉士及び精神保健福祉士養成教育に対する考え方」で、「ソーシャルワークの支援を必要とする利用者の権利と最善の利益を守るため」、6月末まで実習を見合わせることを求めた<sup>4)</sup>。その後、同年5月26日に「新型コロナウイルス感染症に伴う社会福祉士・精神保健福祉士養成の対応について」で、同年2月28日付の文部科学省・厚生労働省が発出した事務連絡を踏まえ、実習にあたっては、実習施設の変更や実習時期の変更等の調整をしても、代替が困難である場合に演習や学内実習の実施を認めるという基本的な考え方、および学内実習の内容、教育プログラムの例を示した<sup>5)</sup>。また、施設で実習を実施する場合も、地域の感染状況や施設の状況、意向を踏まえるなど慎重な対応を求めた。

#### 4. 本学の実習の状況

本学では、相談援助実習を大学3年次の2月～3月にかけて180時間（23日間）実施している\*<sup>1</sup>。2020年度の相談援助実習は、2021年2月8日から3月22日にかけて、履修者42名が、実習施設・団体22か所で開催する予定であった。配属先決定にあたっては、新型コロナウイルス感染症の状況を考慮し、医療機関を除外し、通所事業所を中心に実習を依頼し、実習先との調整を重ね22か所より実習受入れの承諾を得ることができ、準備を進めた。しかし、地域のコロナ感染症の状況等を踏まえ、実習施設7か所が実習受入れを辞退し、3か所からは実習期間を80時間（10日間）に短縮してほしいとの要望があった。そこで、相談援助実習担当教員で検討し、コロナ感染症収束の見通しが立たない状況では、実習先の変更や実習時期の調整も困難であるとして、相談援助実習代替学内実習（以下、学内実習と略す）を実施することとした。履修者42名のうち、23名（施設12か所）は180時間（23日間）の施設実習を実施し、6名（施設3か所）は施設実習を80時間（10日間）実施した後学内実習を実施、13名の学生に関してはすべて学内実習で対応することとした。加えて、修得済み科目の関係で4年次夏季休業中に相談援助実習を行う予定であった学生1名も学内実習に参加させることとした。これは、2021年度の夏季休業期間におけるコロナ感染症の状況の見通しが立たないため、実習が実施できない状況に備えた対応である。学内実習

に参加した学生は20名であり、うち14名が180時間すべて学内実習で対応した（表1）。

表1 本学2020年度相談援助実習（春季）の実施状況

	学生数(名)	実習施設数
すべて施設実習	23	12
施設実習+学内実習	6	3
すべて学内実習	14	—
計	43	15

## II 学内実習のプログラムの概要

### 1. 学内実習の対象とプログラムの検討

前述の実習状況のなかで示したように、2020年度の春季相談援助実習において、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、受入れの中止もしくは期間の短縮等により学内実習の対象となった学生は20名であった。そのなかで、すべてが学内実習となった学生は14名、2週間（実質土日祝日を除く9日間）の施設実習終了の後、残りの14日間を学内実習とした学生が6名であった。

以上の学生に対し、先述の一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟「新型コロナウイルス感染症に伴う社会福祉士・精神保健福祉士養成の対応について」における基本的な考え方、教育プログラム（例示）等を踏まえ<sup>6)</sup>、2020年度内に実習を終えておくことを基本方針とし、23日間（1日8時間の合計184時間）の学内実習のプログラムの検討を相談援助実習担当教員3名で行った。

プログラムの検討にあたっては、前年の学内実習の経験も踏まえ、学内実習であっても可能な限り実習施設での実習に近い経験や学びができること、適度な緊張感をもって取り組めるプログラムを意識した。

プログラムの構成として、すべてが学内実習となった学生のみが対象の9日間のプログラム（以下、前半プログラムと示す）、20名全員が対象の14日間のプログラム（以下、後半プログラムと示す）に分けて検討し、策定した（表2）。学内実習期間は、2021年2月8日から3月26日の間の23日間である。

## 2. 前半プログラムと後半プログラムの内容

### 1) 前半プログラム

初日と2日目にソーシャルワーク実践における基本的な知識や技術の理解をねらいとして、自己理解や他者理解、援助関係形成、実習場面を用いたコミュニケーション、ソーシャルワーカーの倫理について講義及び演習形式にて行った。

3日目には、障害児通所支援事業所の協力を得て、子どもたちがいない時間帯に事業所を訪問し、社会福祉士による事業内容や業務内容の説明を受けた。

その後、実際に事業所で取り組まれている療育に関する事例の説明を受け、対象児童の療育時に使用する「支援教材の作成」という課題を提示いただい

た。学生たちは事例の説明後に、対象児童に関する情報収集を職員に対して行い、「支援教材」作成に向けたアセスメントを実施した。

4日目と5日目を使って、グループごとに支援教材の検討・作成、使用マニュアルの作成、事業所へのプレゼンテーション準備等を行った。4日目には、作成した支援教材を用いたロールプレイを行い、教員や他グループからの指摘やアドバイスをもとに、支援教材の改善、内容の変更を行った。

後日、グループの代表者と共に事業所を訪問し、職員に対して支援教材のプレゼンテーションを行った。現在では実際に療育の場にて使用いただいている。

表2 「2020年度相談援助実習代替学内実習プログラム」

回数	月日	曜日	相談援助実習ガイドライン	実習内容
1	2月18日	木	ア 利用者やその関係者、施設・事業者・機関・団体等の職員、地域住民やボランティア等との基本的なコミュニケーションや人との付き合い方などの円滑な人間関係の形成	・オリエンテーション/自己開示・他者理解 ・コミュニケーション/援助関係形成
2	2月19日	金	イ 利用者理解とその需要の把握及び支援計画の作成 →(3) 利用者理解の方法を学ぶ →(14) 社会福祉の倫理を学ぶ	・実習場面における対応とコミュニケーション ・ソーシャルワーカーの倫理
3	2月22日	月	キ 施設・事業者・機関・団体等の経営やサービス管理運営の実際 ク 当該実習先が地域社会の中の施設・事業者・機関・団体等であることの理解と具体的な地域社会への働きかけとしてのアウトリーチ、ネットワーキング、社会資源の活用・調整・開発に関する理解	・障害児通所支援事業所訪問 ・障害児通所支援事業(多機能型事業所)を訪問し、社会福祉士より事業内容や実践について説明いただく。同時に、課題を提供いただき、必要な情報収集を行う。
4	2月24日	水	イ 利用者理解とその需要の把握及び支援計画の作成 →(6) 個別支援計画等、様々な計画の策定方法を学ぶ	・課題への取り組み①(グループワーク+発表)
5	2月25日	木	カ 社会福祉士としての職業倫理、施設・事業者・機関・団体等の職員の就業などに関する規定への理解と組織の一員としての役割と責任への理解	・課題への取り組み②(グループワーク+発表)
6	2月26日	金	イ 利用者理解とその需要の把握及び支援計画の作成 キ 施設・事業者・機関・団体等の経営やサービス管理運営の実際	・ゲスト講師:障がい者施設実習生(4年)(報告+演習) ・実習経験からの学びと事例をもとにした個別支援計画の作成
7	3月1日	月	ク 当該実習先が地域社会の中の施設・事業者・機関・団体等であることの理解と具体的な地域社会への働きかけとしてのアウトリーチ、ネットワーキング、社会資源の活用・調整・開発に関する理解 →(19) 実習機関・施設のある地域の歴史や人口構造等を学ぶ →(20) 実習機関・施設のある地域の社会資源を学ぶ	・地域を基盤としたソーシャルワークの理解 ・地域の理解(グループワーク・フィールドワーク+発表)
8	3月2日	火	キ 施設・事業者・機関・団体等の経営やサービス管理運営の実際 ク 当該実習先が地域社会の中の施設・事業者・機関・団体等であることの理解と具体的な地域社会への働きかけとしてのアウトリーチ、ネットワーキング、社会資源の活用・調整・開発に関する理解	・ゲスト講師:社会福祉協議会(卒業生)(講義+演習)
9	3月3日	水	ク 当該実習先が地域社会の中の施設・事業者・機関・団体等であることの理解と具体的な地域社会への働きかけとしてのアウトリーチ、ネットワーキング、社会資源の活用・調整・開発に関する理解 →(21) 地域社会における実習機関・施設の役割と働きかけの方法等を学ぶ	・9日間のふり返りとまとめ(グループワーク+発表)
10	3月8日	月		外部講師(児童養護施設)(勤務先概要・実践内容・事例提供・スーパービジョン)
11	3月9日	火		
12	3月10日	水	イ 利用者理解とその需要の把握及び支援計画の作成	利用者理解とソーシャルワーク実践に関する映像教材の視聴と課題への取り組み
13	3月11日	木	→(3) 利用者理解の方法を学ぶ	
14	3月12日	金	→(5) 利用者、グループ、地域住民等へのアセスメントとニーズ把握の方法を学ぶ →(6) 個別支援計画等、様々な計画の策定方法を学ぶ(プランニングまでを主として)	外部講師(病院)(勤務先概要・実践内容・事例提供・スーパービジョン)
15	3月15日	月	ウ 利用者やその関係者(家族・親族・友人等)との援助関係の形成	
16	3月16日	火	エ 利用者やその関係者(家族・親族・友人等)への権利擁護及び支援(エンパワメントを含む。)とその評価	外部講師(社会福祉協議会)(勤務先概要・実践内容・事例提供・スーパービジョン)
17	3月17日	水	オ 多職種連携をはじめとする支援におけるチームアプローチの実際	
18	3月18日	木	→(11) 実習機関・施設他職種、他職員の役割と業務及びチームアプローチのあり方を学ぶ	外部講師(障害者支援施設)(勤務先概要・実践内容・事例提供・スーパービジョン)
19	3月19日	金	カ 社会福祉士としての職業倫理、施設・事業者・機関・団体等の職員の就業などに関する規定への理解と組織の一員としての役割と責任への理解	外部講師(特別養護老人ホーム)(勤務先概要・実践内容・事例提供・スーパービジョン)
20	3月22日	月	→(14) 社会福祉士の倫理を学ぶ	外部講師(独立型社会福祉事務所)(勤務先概要・実践内容・事例提供・スーパービジョン)
21	3月23日	火		
22	3月25日	木		外部講師(特別養護老人ホーム)(勤務先概要・実践内容・事例提供・スーパービジョン)
23	3月26日	金		学内実習のふりかえりとまとめ



6日目には、前年度に実習を終えた4年生2名より、実習内容及び個別支援計画について報告を受けた。学生たちは4年生が個別支援計画の対象とした利用者に関する事例をもとに、「生活支援アセスメントシート」(公益社団法人日本社会福祉士会作成)<sup>7)</sup>を用いて、個別及びグループにて個別支援計画を作成、グループでのプレゼンテーションを行った。

7日目には、地域の理解をねらいとして、まず本学の所在地である玉名市と小学校区の1か所をグループで選定した。その後、地域アセスメントを既存の資料とフィールドワークにて行い、模造紙に写真や情報を整理し報告を行った。

8日目は、現在社会福祉協議会で働く卒業生の協力を得て、社会福祉協議会についての理解や担当する事業の内容の説明、また、「小学生に対する福祉教育プログラムの検討」という課題を提示いただき取り組んだ。

9日目の前半プログラム最終日は、グループワークを通して専門性(価値・知識・技術)についての学びと、後半実習に向けての課題について整理し報告を行った。

## 2) 後半プログラム

後半プログラムは、実習を含めて本学の教育研究に協力いただいている相談援助実習先の実習指導者(社会福祉士)を中心に学内実習における指導を依頼した。結果として5名の実習指導者と1名の社会福祉士に承諾いただき、2日間(3時間/1日)外部講師として本学もしくは遠隔(Zoomを使用したオンライン)にてプログラムを実施していただいた。

今回外部講師として依頼した6名の所属施設・機関は、「児童養護施設」「病院」「社会福祉協議会」「障害者支援施設」「特別養護老人ホーム」「独立型社会福祉事務所」である。

6名の外部講師に対しては、職場実習・職種実習・ソーシャルワーク実習という3段階実習を意識して、①職場について、②社会福祉士としての役割や業務内容、そして③事例に基づく個別支援計画の立案のための事例提供とスーパービジョン、を基本的な枠組みとして提示し、具体的な内容については各外部講師の裁量にお任せした。

外部講師に担当いただいた2日間の流れとして、1日目の午前中に、①及び②の内容、また③に向け

た事例の提供等を行っていただいた。1日目の午後から2日目の午前中にかけて、提供いただいた事例をもとに学生たちはグループで個別支援計画を立案し、プレゼンテーションに向けた準備を行った。2日目の午後に改めて外部講師に来学もしくは遠隔にて参加いただき、学生たちの立案した個別支援計画のプレゼンテーションに対しスーパービジョンを行うという流れで実施した。

各外部講師から熱心に指導いただき、特に個別支援計画に対するスーパービジョンにおいては、時間を超過しても指導いただき、充実したプログラムになったと感じられた。

## Ⅲ アンケートの結果

### 1. 方法

学内実習の最終日であった3月26日(金)の午後にアンケート用紙を配付し、学生に記入してもらい当日内に回収した。学生にはアンケート用紙の配布時に、匿名であること、記入の内容は学内実習の教科の評価に一切関係しないこと、回収したアンケート用紙は教員研究室で厳重に保管し3年経過後にシュレッダー処理を施すこと、アンケートの結果は研究目的外では使用しないこと、調査結果は匿名のデータとして扱うことを口頭で伝えた。

なお、23日間の学内実習に参加し施設実習の経験がない学生14名に対するアンケートの内容と、10日間の施設実習を経てから学内実習に参加した学生6名に対するアンケートの内容は、【問1】については次のように変えた。その他の問については同じ内容にした。

・学内実習のみの学生に対するアンケート

【問1】「施設実習ができなくなったことが決まったとき、あなたはどのように思いましたか」

・施設実習を終えてから学内実習に参加した学生に対するアンケート

【問1】「施設実習が2週間に変更になったことが決まったとき、あなたはどのように思いましたか」

なお、【問4】【問5】【問6】の質問は、本学の教育研究に協力いただいている各領域の施設や機関でご活躍されている方々を外部講師として、2日間(3時間/1日)にわたって講義やスーパービジョ

ンを学生に対してお願いしたことに関する質問であったので、この報告からは割愛する。

## 2. 【問1】から【問3】の結果

問1から問3までは単純集計である。

### 【問1】

表3 【学内実習のみ】 (単位：名)

施設実習ができなくなったことが決まったとき、あなたはどのように思いましたか						
とても残念	残念	何も感じなかった	良かった	とても良かった	仕方がない	どちらでもない
2	7	2	1	0	1	1

表4 【施設実習+学内実習】 (単位：名)

施設実習が2週間に変更になったことが決まったとき、あなたはどのように思いましたか						
とても残念	残念	た何も感じなかった	良かった	とても良かった	仕方がない	どちらでもない
2	4	0	0	0	0	0

施設実習ができなくなった、あるいは短縮されたことが決まったときの学生の感情は、学内実習のみでは、とても残念と残念を加えた学生は64%になった。施設実習の後に学内実習を実施した学生では、とても残念と残念を加えた学生は100%になった。学内実習のみの学生の中で何も感じない、仕方がないと回答した学生たちは、2学期の実習指導の早期からコロナ禍のために実習ができない可能性が高いことを繰り返し伝えてきた結果であることが予想される。

学内実習への参加が求められたときの気持ちは、とても残念と残念を加えた学生は全体の35%、良かったは35%、何も感じなかったは25%であった。良かったと答えた学生たちは社会福祉士国家試験受験資格に含まれる相談援助実習と同等であると扱われる学内実習に参加することができるのが良かったという感情を抱いていた。何も感じなかった、仕方がないという思いからは、コロナ禍であるからという諦めが見える。

たという感情を抱いていた。何も感じなかった、仕方がないという思いからは、コロナ禍であるからという諦めが見える。

### 【問2】

表5 (単位：名)

学内実習に参加を求められたとき、あなたはどのように思いましたか							
	とても残念	残念	何も感じなかった	良かった	とても良かった	仕方がない	どちらでもない
学内実習のみ	1	2	5	6	0	0	0
施設実習+学内実習	1	3	0	1	0	1	0

### 【問3】

表6 (単位：名)

学内実習を終えて、あなたはどのように思いますか							
	とても満足	満足	何も感じない	不満	とても不満	仕方がない	どちらでもない
学内実習のみ	7	5	2	0	0	0	0
施設実習+学内実習	1	5	0	0	0	0	0

学内実習を終えたときの気持ちについての質問に対して、とても満足と満足と答えた学生は90%であった。

## 3. 【問7】から見える学内実習を終えての思い

【問7】「学内実習を終了するにあたり感想や要望を記入してください」は記述による質問であった。学生達の記述の中にあるキーワードを拾い出し KJ

法を用いて教員の1名がカテゴリー化した後、2名の教員によるカテゴリーの妥当性の検討を行った。さらに、項目の中でカテゴリーの内容を修正すべきかについて意見が出された項目は3名の教員による検討を行い必要に応じて修正を行った。記述とカテゴリーの一覧は表7のとおりである。

「多領域について学べた」というカテゴリーに分類される記述は8名であった。また「学ぶ内容に満足した」というカテゴリーに分類される記述は11名であった。「グループワークに対する肯定感」が6名、「自己理解の促進」が3名といった結果であった。施設実習と学内実習の両方を経験した3名の学生が「両方を学べた」という肯定的記述であった。しかし「学外のほうが良かった」といった否定的な記述も4名から記された。

#### 【問7】

表7 学内実習を終了するにあたり感想や要望を記入してください

充実	達成感が大きく充実した実習でした
多領域について学べた	様々な領域のSWの話の聞くことができるのは、とても良い経験だったと思います
	施設実習は体験できるが、一つの領域しか学べない。学内実習はさまざまな領域を知ることができる
	各領域の施設の方の話を聞いて、数多くの事例に向き合うことができよ学習になった
	多くの分野で広く学ぶことができた
	様々な領域の事例ができ、とても勉強になった
	多領域の事例に触れることができ、イメージがわいた
	多領域の組織について、SWの業務についてと詳しく聞くという貴重な経験ができた
全ての領域に触れることができ、就活前にイメージを持つことができた	
学ぶ内容に満足した	現場では学ぶことができない基礎的な知識を応用して学ぶことが来ました
	たくさん考える時間があり、多様な意見を聞くことができた
	学外では経験できないケースの支援計画の作成ができ良かった
	普段の講義でやらない事例ばかりで違う経験ができた
	様々な事例や課題があり、考えることも多かったと感じた
	学内でしか学べないことも多いと考える、ラッキーなんだと思う

	支援計画を繰り返したことで、支援計画を作成するうえで大切なこと学ぶことができた
	学内実習といえ、学外とは違った学びがあっただろうし、そうした学びを受けられたことにとても満足している
	福祉に対する興味やモチベーションが一気に上がった
	達成感(頑張った)を味わえた
	今では学内実習を受けれて良かったと思う。
グループワークへの肯定感	小人数のグループワークのため私自身の意見も言いやすかった
	グループワークを通して今まであまり話せなかった人とも話すことができました
	グループ内でそれぞれ役割を決め、チームワークの大切さも学ぶことができた
	グループワークが多かったことで自分の考えや視野をひろげることができた
	グループワークが楽しかった
	グループワークで自身の意見を言うことが苦手だったが克服することができた
自己理解の促進	自分に足りないこと、いま頑張っていないといけないことが明確にわかったため参加してよかったと思う
	学ぶものは沢山あった。知識もたくさん身に付けた。しかし施設経験者に比べ情けなく思う。働き始めてから学外組と学内組のスタートに差が出てしまう。今からが学外組との差を縮める正念場だ
	学外実習での経験という大きなものを身に付けることができなかったが、学内実習で学外に負けないくらいの知識を学んだ
学外と学内の両方を学べたことに対する高評価	利用者理解も深めることができ、支援計画を立てる力もついたと思う
	両方の実習を経験できてよかった
	施設実習では利用者に関わることで精いっぱいだったが、学内実習でSWにとって大切な基礎の部分を理解した
否定的な捉え方	とにかく長かった
	施設実習では指導者さんが詰め込んで教えてくれた
	利用者とは直接かかわれた
	学外のほうが良かったが、コロナ禍なので仕方がない

#### 4. 自由記述より

学内実習のみであった学生にも施設実習と学内実習の組み合わせになった学生にも、同様に、施設実習から変更になったときの気持ちについて自由に記

述してもらったところ、殆どの学生が、不安、ショック、残念という言葉を使っていた。また施設実習と学内実習の両方を経験した学生は、施設実習終了後直ちに学内実習に加わるという日程が影響したからだろう、利用者と向き合う施設実習から学内実習へ参加する時点で気持ちの切り替えが必要であったと6名中3名が記していた。また学内実習のみの学生の中に1名ではあったが、「もし自分が感染源になったらという不安から安心した」と記しており、コロナ禍の影響の大きさがうかがえる。

#### Ⅳ 考察と問題点

2020年春から始まり、ワクチン接種が始まった現在においても新型コロナウイルス感染症の影響は大きく、私たちの社会生活を脅かしている。この状況下で社会福祉士の資格取得を目指す学生達は、自身が感染しないように自己管理を徹底するように心がける中、施設実施への準備を1年間かけて行い、施設実習に備えた。しかし、全施設で実習を実施できる状況ではなく、前述したように施設実習が全くできない学生と、2週間という短期間の施設実習及び学内実習になった学生が生じた。学生たちはコロナ禍だから仕方がないと諦めつつ、社会福祉士受験資格取得に必要な相談援助実習を行い、無事に180時間という実習時間を終了したいという強い気持ちがあったことが、学内実習を終えて改めて感じたことである。

しかし2節で述べたように、実習担当教員3名で話し合い、実践経験を補うことを念頭に置いたプログラムを立てて実行したことが、学生にとってどのような学びとして残ったのだろうかという思いと、今後の実習指導で役立てたいという考えからアンケートを実施した。

結果からは、学生達も毎日の講話を聴き、グループで話しあい、わからないことを調べつつ支援計画を立案して発表するという事に真摯に取り組んでいたことがわかる。多領域の外部講師の方々からの講義やスーパービジョンを決めたときから、学生達に多領域のソーシャルワーカーの役割と支援計画を学ぶことを目指した学内実習プログラムであると伝えていた。このことが彼らに伝わっていたことは、問7において「多領域について学べた」「学ぶ内容

に満足した」というカテゴリーに含まれる言葉の多さからわかる。またグループワークを多用したことが結果として、学生同士のコミュニケーションの場を実習に含まれるからと強制的に設定することになったこと、また学生同士によるセッションを繰り返す中で支援計画を作成し発表したことが他者理解と自己理解の促進に繋がったと言える。

しかし180時間全てを施設実習で終えた学生が23名いる中で学内実習を余儀なくされた学生からは、特に利用者と向き合いたかったという思いは強く残っていることもうかがえる。社会福祉士をはじめとしたソーシャルワーカーは、常に自身のコミュニケーション能力を精査しつつ高めていくことが求められる。相談援助実習の目的については前述しているが、その目的を達成していく上で求められる実習の内容の中には「利用者やその関係者、施設・事業者・機関・団体等の職員、地域住民やボランティア等との基本的なコミュニケーションや人との付き合い方などの円滑な人間関係の形成」「利用者やその関係者（家族・親族・友人等）との援助関係の形成」が含まれている<sup>8)</sup>。コミュニケーション能力を高め援助関係の形成に資するための経験を相談援助実習の中に求めていることから、ソーシャルワーカー養成においてコミュニケーション能力についての学びが重要であることがわかる。そうであるからこそ今回の学内実習を振り返ってみると、【問7】における学内実習終了にあたっての感想において「(施設実習では)利用者とは直接かかわれた」という学内実習に対する否定的な記述を書いた学生の思いが強い意味を持つてくる。このことは茶屋道らによる「本来実習では体験できるはずであった『リアリティ』を体験することや実習生自身がフィールドにおいて『リソース(社会資源)としての実習生』を試すことができず、実習生自身の課題が何なのか向き合う機会(成長の機会)が十分に確保できたとは言えない面もある」<sup>9)</sup>との記述内容からも、他校においても本学においても学内実習において実習生が向き合うはずの「利用者」が不在であるという側面を埋めることが困難であったと言える。そして「利用者」が不在であるから実習生自身のコミュニケーション能力を客観視する機会も生み出されにくかったのであり、ここからは学内実習の限界も見えてくる。



また、2名の学生が自由記述で「将来が不安」「就職先を決めるのが怖い」と記していた。このことから相談援助実習は社会福祉士の資格取得のためだけではなく、卒業後を見据えた就職先選択において重要な判断材料になり得ることがわかる。利用者と向き合いつつも職員の言葉に耳を傾ける日々の相談援助実習は、自身の適性を判断する上で好材料になるのだろう。

さらに、自由記述の中に「1月からバイトに行けていないために暮らしが大変」「収入がなくなることの焦りは大きかった」「もやしです、空腹との闘いですがダイエットと思い耐えていました」という記述があった。新型コロナウイルス感染拡大の影響で、実習予定の学生達にアルバイト禁止という厳しい自己管理を課したことが、一部の学生達に経済的な困窮をもたらしたこともわかった。これは私たち実習指導教員の予想を超えた事態だった。他に選択肢はなかったとはいえ、アンケートの自由記述で初めて表に出てきた学生の言葉からは、コロナ禍といった非常事態であるならばなおのこと、細やかな配慮が実習指導において求められることが示唆された。

### 【文献】

- 1) 文部科学省・厚生労働省 (2008) 「大学等において開講する社会福祉に関する科目の確認に係る指針について」(平成20年3月28日19文科高第917号 社援発第0328003号) (<https://www.mhlw.go.jp/bunya/seikatsuhogo/dl/shakai-kaigo-yousei07.pdf> 2021.05.28. 確認)
- 2) 文部科学省・厚生労働省 (2020a) 「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う医療関係職種等の各学校、養成所及び養成施設等の対応について」(事務連絡令和2年2月28日) (<https://www.mhlw.go.jp/content/000603666.pdf> 2021.05.25. 確認)
- 3) 文部科学省・厚生労働省 「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う医療関係職種等の各学校、養成所及び養成施設等の対応について」(2020b) (事務連絡令和2年6月1日) ([https://www.mext.go.jp/content/20200603-mxt\\_kouhou01-000004520\\_2.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20200603-mxt_kouhou01-000004520_2.pdf) 2021.05.25. 確認)
- 4) 一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟 (2020a) 「新型コロナウイルス感染拡大傾向に伴う社会福祉士及び精神保健福祉士養成教育に対する考えについて」(会長声明) ([http://jaswe.jp/novel\\_coronavirus/doc/20200403jaswe\\_kaicho\\_seimei.pdf](http://jaswe.jp/novel_coronavirus/doc/20200403jaswe_kaicho_seimei.pdf) 2021.05.28. 確認)
- 5) 一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟 (2020b) 「新型コロナウイルス感染症に伴う社会福祉士・精神保健福祉士養成の対応について」([http://jaswe.jp/novel\\_coronavirus/doc/20200526\\_corona\\_taiou.pdf](http://jaswe.jp/novel_coronavirus/doc/20200526_corona_taiou.pdf) 2021.05.28. 確認)
- 6) 前掲5)
- 7) 公益社団法人日本社会福祉士会 「生活支援アセスメントシート」([https://www.jacsw.or.jp/15\\_TopLinks/seika\\_tsukonkyu/files/assessment/02.pdf](https://www.jacsw.or.jp/15_TopLinks/seika_tsukonkyu/files/assessment/02.pdf))
- 8) 一般社団法人日本社会福祉士養成校協会実習教育委員会 (平成25年11月20日 (理事会承認) 「相談援助実習・実習指導ガイドラインおよび評価表」)
- 9) 茶屋道拓哉, 山下利恵子, 有村玲香 ほか (2020) 「COVID-19流行下におけるソーシャルワーク実習の模索②-学内代替実習に対する一定の評価」『鹿児島国際大学福祉社会学部論集』39巻 (3) 22-30

### 【注釈】

- \*1 原則として、相談援助実習は3年次の春季休業中に実施しているが、先修科目の未修得ややむを得ない理由がある学生を対象に4年次夏季にも実施している。